

第1回個別対話 議事録

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
1	入札説明書	2(1)オ(ウ)d	事業スケジュール(予定)	9	21	表の内容の欄に、「再整備期間(10年程度)」の次が「新施設の引渡し、運営権の設定」とあります。新施設完了(試運転・検査完了)時期が再整備期間終了時期と理解してよいでしょうか。	特定事業契約第57条に基づく新施設の引渡完了を含む、第72条第1項及び第2項の条件を満たすことにより運営期間開始日が到来します。再整備期間は、特定事業契約の別紙1で定義されているとおり、運営開始予定日(但し、運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合には、運営開始日)の前日までの期間をいいます。
2	入札説明書	2(1)オ(エ)b②	任意受託業務	13	11	任意受託業務について、貴県として、東三河市町村への働きかけなどをされていると理解しておりますが、進捗についてご教示ください。	本事業における任意受託業務としての働きかけはしておりません。東三河地域の市町村に対して、本事業に関する情報の共有をしています。
3	入札説明書	2(1)オ(エ)b②	任意受託業務	13	11	任意受託業務について、事業者との協議の結果、契約行為を進める場合、随意契約となるのでしょうか？貴県のご想定をご教示ください。	任意受託業務の発注者とSPCの契約となることを想定しております。そのため、県が任意受託業務の契約に関与する予定はありませんが、協力する意向です。
4	入札説明書	2(1)カ(オ)	運営権対価	16	14	「県は、キで提示するサービス購入料及び利用料金の上限の合計額から応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計額を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識します」との記載があります。 この点、入札説明書一式に関する質問回答No.38において、「県は…運営権対価を帳簿上認識することはありません…『運営権対価相当額』は…会計処理・税務処理上の意義を有するものではありません」とありますが、当該整理の根拠資料があれば開示いただけますか。 貴県が価値として認識する「運営権対価相当額」について、事業者側において会計・税務上の運営権として認識するよう求められた場合、減価償却費や登録免許税を負担することになります。当該論点について、関係省庁の事務連絡や国税庁への照会結果があれば開示いただきたいと思います。	関係省庁の事務連絡や国税庁への照会結果はありません。落札者の入札金額が予定価格を下回った額の合計を、本事業の導入による定量効果として認識するという意味で県が便宜上「運営権対価相当額」と呼んでいるにすぎません。 例えば、会計処理・税務上の運営権対価としての認識が求められた愛知県新体育館の「運営権対価相当額」と、本事業の「運営権対価相当額」は異なります。前者では、県が所有することになる施設の整備に必要な費用の一部だけをサービス購入料として支払い、残りの部分に事業者の運営段階の収入を充当させており、実質的な運営権対価(県にとっては収入)が発生していますが、後者では、施設整備に必要な費用は全額件がサービス購入料として支払うため、実質的に運営権対価は発生していません。
5	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	入札説明書一式に関する質問回答No.43を受け、事業提案書作成のため、以下の資料をご提供ください。 豊橋浄水場(水道事業)、豊橋南部浄水場(水道事業、工業用水道事業)に関する予算執行状況表の各施設の内訳表(10年分)	守秘義務対象資料の追加として承りました。委託費、材料費の内訳を含めて開示します。
6	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	入札説明書及びこれまでの質問回答において、既存施設の残置及び撤去の判断については、廃掃法に準拠する形で対応を求められています。こちらの趣旨について、ご教示いただけますでしょうか。	既設構造物の残置可否の判断は、最終的に豊橋市の判断となるため、応募時点において、県が確定的な回答をすることはできません。また、本事業は事業者が施工方法の裁量がある事業であるため、周辺環境への影響の有無を含めて事業者側にて判断いただき、提案を行ってください。 なお、事業者が検討の上で残置する提案を行い、当該提案を県が優先交渉権者として選定した時点で、県としては事業者の提案を承認しています。そのため、事業開始後における豊橋市との協議等、可能な範囲で支援いたします。ただし、協議結果により残置が不可と判断された場合の責任は、あくまでも事業者のリスクとなります。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
7	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	11	利用料金の上限として設定されている水道18,272,100,000円・工業用水道2,062,500,000円という金額は、再整備期間短縮の提案に関わらず、全ての入札コンソーシアムに一律で20年という測定期間を用いて計算した場合の上限額であると理解しております。 例えば再整備期間を短縮して運営期間が22年となる場合でも、17ページ記載の計算式で算出される「評価対象利用料金」が利用料金の上限におさまってはいればよいとの理解です。 したがって、運営期間を2年長くとも影響により、22年分の利用料金の合計額が水道18,272,100,000円、工水2,062,500,000円を超えることは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。応募者の価格評価を目的に20年間という期間を設定しました。
8	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	11	新施設の更新に係る費用について、「更新対象残存価値上限額の範囲内で、本事業期間終了時の残存価値相当額を本事業期間終了時に支払う」とありますが、更新完了後の引き渡しの都度お支払いいただくようお願いいたします。事業者の資金計画の安定化を図り、資金調達コストを軽減できることで、適時適切な更新計画の策定や更新工事の実施が可能になると考えます。 「更新対象残存価値上限額」は、事業提案書における更新計画に基づき設定されるものであることから、都度払いにより貴県の財政負担が増えるものではないと考えており、ご検討いただければと思います。	PFI法の精神に則り、民間企業にも一定の金額の資金調達を担っていただく主旨であるため原案のとおりとする方針ですが、引き続き対話の議題としてご提案いただくことは可能です。
9	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	15	更新対象残存価値上限額が適切ではなくなったと貴県が判断する要因として物価水準の上昇を含まないとのことですが、その意図をご教示願います。特に、提案時点から10年以上経過した後には新施設の更新をすることから、物価水準が上昇し、提案時点の残存価値上限額では十分な対価として支払われず、新施設の更新が充分にできないリスクが懸念されます。したがって、物価水準の上昇も更新対象残存価値上限額の変更要因としていただくようお願いいたします。	利用料金を物価変動によって改定する場合、更新対象残存価値上限額のうち、事業提案書における更新計画で改定の翌年度以降に予定されていた更新に係る部分について、改定時における入札説明書に定める物価指標⑤の上昇率を乗じることにより改定を行います。入札説明書別紙4を修正します。
10	入札説明書	3(3)	選定の手順及びスケジュール	23		入札説明書一式に関する質問回答No.80において、「事業提案書提出日と入札書提出日は原案のとおりとします。なお、8月に提出する事業提案書と10月の入札のタイミングで金額に矛盾がないことを確認いたします。」とご回答いただきました。 この「矛盾がないことを確認」とは、8月に提出する事業提案書から入札価格の変更は不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	3(4)ウ(イ)a	工事にあたる企業	28	13	入札説明書一式に関する回答No.98において、入札説明書28頁13行3(4)ウ(イ)aの説明として、「事業提案書に明記することで、該当する企業がSPCから直接受注することも可能となります。」とされていますが、同a及びbに記載する以外の業務、例えば場外管路維持管理業務はSPCから事業提案書に記載のない企業に直接委託することもできるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書の届出の手続き	37	11	「導入等計画書の審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは事業者が負担するもの」とあり、入札説明書一式に関する質問回答No.139で帰責事由に応じた措置とする要望に対し、原案の通りとする旨ご回答いただきました。例えば、本件の事業用地の位置や既存施設の形状など、貴県が設定した条件に直接起因して勧告がなされ、その結果追加の費用等が生じた場合については、事業者の提案等により回避できない本事業自体に内在するリスクであるため、貴県にご負担いただきたく存じます。	経済安全保障法に係る導入等計画書の趣旨からすると、事業用地の位置や既存施設の形状、県が設定した条件に直接起因して勧告がなされることは想定していません。そのため、当該事象が発生した際に、当該事象に係る具体的な事実関係を踏まえ、特定事業契約書のリスク分担の枠組みに従い、対応を協議して決定すればよいものと考えます。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
13	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	8	「(ア)によらず豊橋南部浄水場の運営を開始することを提案することができます」とありますが、その場合の運営権の設定対象施設はどのように設定されるのでしょうか。	豊橋南部浄水場の運営権設定対象施設は、(ア)、(イ)、(ウ)の条件が整った場合と同様の想定です。なお、先行して運営権を設定する施設の範囲も提案可能です。
14	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	9	再整備業務完了前の豊橋南部浄水場の運営開始について提案が可能となっておりますが、本事業の計画当初より、豊橋南部浄水場の早期運営開始を想定されていましてでしょうか。	「計画当初」がどの時点を示すものか不明のため、回答できません。
15	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	9	本事業の計画当初においては豊橋南部浄水場の早期運営開始を想定されていなかった場合、今回入札説明書で同浄水場の早期運営開始に関する提案を可能とされるに至った経緯(背景)をご教示いただけますでしょうか。	豊橋南部浄水場の運営開始を早めることに県側のメリットが生じる民間提案がなされた場合には対応したいと考えての記載です。あくまでも自由度の高い提案を可能とする趣旨であり、早期運営開始の提案を優位とするものではないとご理解下さい。また、事業開始後に早期開始を提案することも可能です。
16	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	11	入札説明書一式に対する回答No.145より、一定の条件下において、豊橋浄水場より前に豊橋南部浄水場の運営権設定を行うことが可能と理解しております。幅広く提案を受け入れていただけるとのことですが、豊橋浄水場の早期コンセッションについても様式Rに記載すればよろしいでしょうか？事業計画の添付可否についてもお教えください。	豊橋南部浄水場運営業務の先行着手に係るご提案については、事業提案書提出時に限らず、受け付けることを想定しています。事業提案書提出時点で、かつ「事業の目的の達成に資する提案」に該当し、加点が見込める取組として早期コンセッションを提案いただく場合には、ご理解の通り様式Rに提案における効果や裏付け等をご記入ください。様式Rの制限枚数の範囲内で事業計画を記載することは可能です。
17	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	15	豊橋浄水場の再整備によらず豊橋南部浄水場の運営を開始することの条件として、「(イ) 運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める県議会の議決を経ていること。」とありますが、この条件を整えるために事業者側で実施・完了させなければならない具体的な事項があればご教示ください。	県議会への説明責任を果たすため、県財務負担軽減規模や早期コンセッション化の具体的な効果を提出していただく必要があります。
18	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	15	豊橋浄水場の再整備によらず、豊橋南部浄水場の運営を開始することの条件として、「(ウ) 県が水道法(昭和32年法令第177号)第24条の4第1項に定める国土交通大臣の許可を受けていること。」とありますが、この条件を整えるために貴県側で実施・完了させるべき事項とそれらに要する最低限の期間(年単位)をご教示ください。	前述の事業者から提案される県事務負担軽減規模や早期コンセッション化の具体的な効果の検証に要する時間が想定されますが、提案内容次第でもあるため明確な回答ができません。
19	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	15	豊橋浄水場の再整備によらず、豊橋南部浄水場の運営を開始することの条件として、「(ウ) 県が水道法(昭和32年法令第177号)第24条の4第1項に定める国土交通大臣の許可を受けていること。」とありますが、この条件を整えるために事業者側で実施・完了させなければならない具体的な事項があればご教示ください。	県が水道法24条の5に定める申請書および添付書類の作成に必要な情報提供を求めます。
20	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	15	豊橋浄水場の再整備によらず、豊橋南部浄水場の運営を開始することの条件として、「(ウ) 県が水道法(昭和32年法令第177号)第24条の4第1項に定める国土交通大臣の許可を受けていること。」とありますが、この条件を整えるために、貴県側で実施・完了させるべき事項とそれらに要する最低限の期間(年単位)をご教示ください。	国土交通省の審査期間次第であり、明確な回答ができません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
21	入札説明書	別紙3	サービス購入料の支払方法	49	1	サービス購入料Aに含まれる建中金利、統括運営業務費の出来高について、建中金利、統括運営業務費として各年度に支出した金額を100%出来高として計上出来ない場合、再整備期間中の総額に対して工事進捗を乗じた金額との理解でよろしいでしょうか。	建中利息、統括運営業務費として要する費用を踏まえた額をご提案いただく想定です。 建中利息、統括運営業務費として当該年度に要する費用としてご提案いただいた額の10分の9を当該年度出来高としてお支払い致します。
22	入札説明書	別紙3	サービス購入料の支払方法	49	1	サービス購入料Aに含まれる建中金利、統括運営業務費の出来高について、建中金利、統括運営業務費として各年度に支出した金額を100%の出来高として計上可能でしょうか。	建中利息、統括運営業務費として要する費用を踏まえた額をご提案いただく想定です。 建中利息、統括運営業務費として当該年度に要する費用としてご提案いただいた額の10分の9を当該年度出来高としてお支払い致します。
23	入札説明書	別紙3	サービス購入料の支払方法	49	1	サービス購入料について事業報酬(配当等)の費用が含まれていません。再整備期間中の事業者の事業報酬に関するお考えをご教示願います。	事業報酬を踏まえた額としてご提案いただく想定です。
24	入札説明書	別紙3 1	サービス購入料の構成	49	3	サービス購入料の構成表で、サービス購入料E～Gの支払対象期間が運営期間とされています。運営期間初年度の更新工事を実施する場合、再整備期間の最終年度中に更新工事の設計を行う必要があります。この場合、再整備期間中であってもサービス購入料E～Gの対象として支払対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	再整備期間最終年度に必ずしも更新工事の設計を行う必要があるものと想定していません。
25	入札説明書	別紙3 2	サービス購入料A	49	5	「各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います」とありますが、設計費についても設計図書の承認をもって当該年度の出来高とみなし、10分の9の額をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、様式G-2-⑦において、設計に係る出来形を区分して提案するようにしてください。
26	入札説明書	別紙3 1	サービス購入料E、F、G	49	16	既存施設の更新時において、県積算額に加算される発注経費(含む施工監理費用)はどの程度でしょうか？その比率を参考に、県単価での積算額に、SPCの経費を加算することを想定します。	県積算基準をホームページにて公表していますのでご確認ください。
27	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	24	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」とございます。 また、入札説明書一式に関する質問回答No.22において、「前払金の支払いは予定しておりません」とのことですが、事業者にて資金の立て替えが発生し、資金繰りの悪化や建中金利の発生によりコストがかさむことが考えられます。 前払金の支払を予定していない理由をお示しいただくとともに、『愛知県公共工事請負契約約款(土木工事項)』に準じた前払金及び中間前払金の支払いをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
28	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	29	「県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」とありますが、設計に係る費用については、県が特定事業契約(案)第37条に定める設計図書を承認した時点で、事業者が設計費用の10分の10を請求し、支払われる仕組みと理解しています。この理解で良いかご確認ください。	設計業務についても、毎年度出来高の9割の支払いとなります。部分引渡し時点で、該当箇所の設計費用の残額を支払います。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
29	入札説明書	別紙3 2(2)	サービス購入料E～G	50	7	「サービス購入料E～Gの金額を決定し、事業者と特定事業契約の変更契約を締結します。」とあります。事業者の構成企業は建設業許可等を保有していますが、事業者自身は建設業許可がありません。この理解で良いかご確認ください。	更新工事の実施に必要な建設業許可を持っている者に対して発注するという前提の下では、問題ありません。
30	入札説明書	別紙3 3(1)ア	サービス購入料Aの変更	50	15	昨今のインフレ状況に鑑み、特定事業契約締結の日から12か月の経過を待つことなく、当該締結日時点においてサービス購入料Aが不適当となっている場合には、直ちにサービス購入料Aの見直しが可能な建付けとしていただけないでしょうか。	入札説明書別紙3－3(1)アの「再整備期間内で特定事業契約締結の日から12ヶ月を経過した後に」を「入札公告から再整備期間が終了するまでの間に」に修正します。 これに伴い、同エは、「アの規定による請求は、本規定によりサービス購入料Aの変更を行った後再度行うことができます。 この場合において、アで「入札公告から再整備期間が終了するまでの間」とあるのは、「再整備期間内で直前の本規定に基づくサービス購入料Aの変更の基準とした日から12ヶ月を経過した後」とするものとします。」に修正します。
31	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料E～G	50	18	「事業者は、成果物が県の検査に合格した後、請求書を県に提出します。県は、請求書受領後30日以内にサービス購入料E～Gを支払います」とあります。 更新工事が複数年度に跨る場合、出来高確認の都度、出来高に相当するサービス購入料E～Gをお支払いいただける(＝工事完了後の一括支払いではない)という理解でよろしいでしょうか。	更新工事が複数年度にまたがる場合、完工前の年度においてはサービス購入料Aに準じて年度の出来高の9割を支払う想定です。
32	入札説明書	別紙3 3(1)イ	サービス購入料の変更	50	21	昨今、原材料費やエネルギー費、労務費等が著しく上昇しており、想定を超える物価上昇となっております。 『県又は事業者は、…差額のうち変動前サービス購入料Aの1000分の15を超える額につき』とありますが、サービス購入料の変更に際して、事業者の負担を建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」(国土交通省インフレスライド)を採用していただけないでしょうか。 なお、特定事業契約書別紙13「不可抗力による追加費用及び損害の負担」においては、事業者の負担をサービス購入料Aの総額の1%と規定されております。	原案のとおりとします。
33	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50	21	サービス購入料については、物価水準の変動、法令改正、不可抗力事象の発生による変更のみ規定されているとの理解です。 一方、上記以外にも、事業者に帰責事由のないコスト上昇(金利コスト上昇等)が発生する可能性があるかと思います。 このような場合においても、定期的に改定の協議の場を設けていただきたく存じます。 なお、過去のコンセッション事業では、利用料金等に対する定期的な協議の場が設けられています。	原案のとおりとします。 県と事業者のコミュニケーションの機会については、特定事業契約書(案)別紙5の協議会等があります。
34	入札説明書	別紙3 3(1)オ、カ	サービス購入料Aの変更	51	1	再整備期間中に入札説明書別紙3、3(1)オ又はカに定める事情が生じたときは、サービス購入料Aの変更の請求はいつでも、回数の制限なく可能であると考えていますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

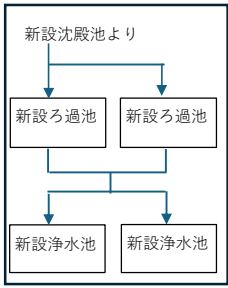
No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
35	入札説明書	別紙3 3(1)オ、カ	サービス購入料の変更	51	5	内閣府民間資金等活用事業推進室より示された『物価変動への対応(R7年2月12日)』では、公共工事において適用されている全体スライド、インフレスライド、単品スライドをPFI事業においても扱える余地があるようにしておくことが適当との方針が示されています。 左記該当箇所においては、大型工事の対価であるサービス購入料Aに関して、単品スライド(オ)、全体スライド・インフレスライド(カ)について記載されていると認識しております。 これらを実際に運用することを想定しますと、貴県と事業者があらかじめ合意した単価をベースとして、単品スライド・全体スライド・インフレスライドを適用する必要があります。 つきましては、詳細設計完了後に数量と単価が確定しましたら、単価を貴県と合意したうえで上記スライドを適用することを明文化いただきますようお願いいたします。 なお、再整備期間の物価変動については、上記の他に、入札説明書50ページ 3(1)ウに記載のサービス購入料の改訂の指標にも従うことは承知しております。	ご指摘のとおり、単品スライド、全体スライド、インフレスライドの運用に鑑み、入札説明書別紙3の3(1)を記載しています。 入札説明書別紙3の3(1)オ(単品スライド)の運用を想定し、詳細設計が終了した時点で県及び事業者で主要な工事材料の数量及び単価を合意することとします。
36	入札説明書	別紙3 3(3)表	サービス購入料の改定の指標	52	18	入札説明書51ページ 3(1)ケに記載のとおり、サービス購入料の改訂の指標が実態と乖離している場合には、事業者は指標の変更を請求できるとあります。 左記の表で示された指標は「建設工事費デフレーター(税抜)(上・工業用水)」ですが、この指標は全国的な指標であり、地域性が加味されておられません。 内閣府の事務連絡「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(令和6年7月3日)の別表によりますと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましいとして、「建設資材物価指数」が指標の例として挙げられております。 冒頭に記載のとおり事業者は指標の変更を請求できるとありますが、内閣府が挙げた、対象地域に連動した物価指数がより適切と考えますので、事業開始から本指標を適用いただくことをご検討いただきますよう、お願いいたします。	原案のとおりとします。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
37	入札説明書	別紙4	利用料金の構成項目	53	4	利用料金の構成項目にある「償却費」については、「運営期間中の新施設の更新に係る資産の減価償却費」という説明が記載されていますが、新施設以外の「追加投資」(※)の償却費については明記されていません。 (※) 入札説明書19ページの2(1)シ(イ)「新施設以外の運営権設定対象施設の更新」のなお書き部分(2段落目)、20ページの2(1)シ(ウ)「事業者の保有資産等(備品等を含む)」を想定 この点、入札説明書一式に関する質問回答No.222において、「利用料金は追加投資を行わない前提で提案してください」とのことですが、事業計画で追加投資を提案する場合には、それによる費用削減効果を利用料金に含めて良いと理解しております。 その場合、追加投資を行う場合の費用削減効果は減価償却費を上回ることが想定されるため、適切な価格点反映のためにも、減価償却費を「償却費」の構成項目として取り扱っていただけないでしょうか。	新施設以外の運営権設定対象施設の更新において追加的な内容を提案する場合は、その可否等を事業期間中に県及び事業者で協議する想定ですので、当該更新がない前提で利用料金を提案してください。 新施設以外での追加投資を提案する場合は、当該追加投資に係る運営期間中の減価償却費を利用料金の償却費の構成項目に含めてよいこととします。
38	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	53		固定料金および変動料金の単価について、提案条件上では20年間一定の金額で提示とされています。一方、運営期間が進むにつれて修繕や更新工事の必要性が高まり、それに伴う費用の増加が想定されます。そのため、中長期的な事業計画や資金計画の安定化を図るためにも、固定料金の年額および変動料金の単価を数年単位で設定する提案(例:初期5年間は○円、次の5年間は●円など)を可能にしていただけないでしょうか。 また、修繕費といった水量に直接連動せずに各年度でその発生金額にばらつきのある費用もあり、運営期間中に毎年一定の金額しか受領できない場合、単年度収支がマイナスとなる場合があるといった課題がございます。資金繰り悪化への影響を最小限に留めるためにも、「変動料金単価」と「固定料金年額」を定期改定を提案できるようにしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
39	入札説明書	別紙4 3(1)イ	利用料金の改定	55	19	物価変動に伴う利用料金の改定にあたり参照する指標について、「人件費」の指標である『産業大分類賃金指数(現金給与総額)(電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上)／愛知県』について、過去20年間大幅な増減を繰り返しています。ただ、月別にグラフ化しますと、ボーナスが増減しているだけのようには推察されます。 一方で、近年の経済動向や労働市場の変化を踏まえますと、社会全体で賃金が増加傾向にあることは、統計データや各種報告書からも明らかです。たとえば、政府機関や民間調査機関の発表する賃金関連の指標においても、多くの業種で上昇が確認されており、これは人材確保の重要性が増す中で労働者の待遇改善が進んでいることの表れと考えられます。 その観点から、本指標は実態を表すものと考え、実態をよりの確に表す指標である最低賃金(愛知)の適用をお願いいたします。	原案のとおりとします。水道技術者の賃金を表す指標であることが必要です。引き続き対話の議題としてご提案いただくことは可能です。
40	入札説明書	別紙4 3(1)イ	利用料金の改定	55	26	物価変動に伴う利用料金の改定にあたり参照する指標について、「修繕費」の指標として『消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行』が採用されています。しかし、地域性や業務内容が十分加味された指標ではないと思われます。 地域性が加味され、より業務内容に近い『建設資材物価指数』を指標とすることをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。引き続き対話の議題としてご提案いただくことは可能です。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
41	入札説明書	別紙4 3(2)	需要変動への対応	56	31	入札説明書一式に関する質問回答No.246において「需要変動への対応について、「県が示す年度の水道の想定送水量と比較して、20%を超えて変動した場合、県及び事業者は必要な措置について協議を行う」とありますが、20%の設定根拠をご教示いただきたいです。」に対し、「水道用水供給事業において20%を超えて需要が変動した場合は、二部料金制により事業者のリスクを軽減しているとはいえ、経営に予期せぬ悪影響が生じるおそれがないとは限らないため、必要な措置を協議することとしております。」とご回答いただいておりますが、例えば、需要変動が20%に達していなくても、経営に予期せぬ悪影響が生じるケースも想定されます。また、工業用水道については、需要変動リスクがすべて事業者側負担となっています。つきましては、水道・工業用水道共に、需要変動が発生し、経営に予期せぬ悪影響が生じると認められる場合には、事業者側がその状況について合理的な説明をする前提で、その対応について協議いただけるようお願い致します。	原案のとおりとします。そのうえで、個別具体の事象に即して、特定事業契約書(案)別紙5別添1第2条第1項(8)に則って、協議の上決定します。
42	入札説明書	別紙4 3(2)	需要変動への対応	56	31	「県が示す年度の水道の想定送水量と比較して、20%を超えて変動した場合、県及び事業者は必要な措置について協議を行う」とありますが、20%という基準を10%へ引き下げていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
43	要求水準書	第2 2(1)	事業計画書	22	15	事業契約後に貴県と協議を開始する全体事業計画書・第一次中期事業計画書・2026年度年間事業計画書については、事業開始前且つ初めて作成する計画であるため、協議事項が多くなることが予想されます。2026年1月および2月に週3回以上のペースで集中的に協議いたしたく存じます。(ご対応いただけますでしょうか。)	別業務等もありますので、週3ペースでの協議を確約することは難しいですが、可能な限り対応します。
44	要求水準書	第2 3(2)	総務・経理業務	25	1	水道水と工業用水兼用の共通費用に係る配賦基準について、公表資料の継続性に鑑み、貴県がこれまで採用されてきた配賦方法を踏襲したいと考えております。具体的な配賦基準をご教示いただけますでしょうか。	具体的な配賦基準をお示しすることは各かではありませんが、個別具体の事例に合わせて設定しますので一律の基準をお示しすることはできません。事案により処理水量、人員費、工事費、動力負荷比等による配分が考えられますが、県による判断が必要であれば具体的な事例をお示しください。
45	要求水準書	図表13	各業務における区分経理	25	注釈20	運営期間において、水道用水供給事業と工業用水道事業兼用の業務に共通して要した費用については、合理的な配賦基準に従って各事業に配賦する必要があるとの理解です。現在貴県が認識している共通費用と配賦基準をお示しいただけますでしょうか。	事案により処理水量、人員費、工事費、動力負荷比率等による配分が考えられますが、県による判断が必要であれば具体的な事例をお示しください。
46	要求水準書	第2 8(2)	県が行う業務	30	23	豊橋市との調整業務において、留意しておくべき考え方や対応方針をご教示いただけますでしょうか。	事業提案段階、事業実施中のいずれの時期にあっても豊橋市が関連する業務については、あらかじめ情報共有し、内容を調整することが重要と考えます。本事業の実施にあたっては原則として、豊橋市との調整窓口を県が努めますが、関連する内容については、早めに情報共有、調整事項をお知らせいただきたいと思います。事業者から豊橋市に一部業務を委託する例として、例えば小鷹野浄水場での水質検査の実施等が挙げられますが、具体的な案があれば県側で豊橋市に確認します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
47	要求水準書	第2 12(1)	組織運営業務 基本的な考え方	34	21	入札説明書一式に関する質問回答No.875において、特定事業契約書(案)の定義集(135)の「入札説明書等」には、「個別対話に対する質問回答は含まれ、実施方針(案)及び実施方針に対する県の質問回答は含まれません。」と回答いただいております。 よって、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No.402において確認させていただいた下記の内容について、再度ご回答をお願いいたします。 -ご質問内容- 「なお、統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者は、事業者と直接的な雇用関係にある者とする」とありますが、代表企業や構成企業からSPCへ出向する場合、通常の在籍型出向であれば、出向契約を締結することで、SPC(出向先)との間に直接的な雇用関係が生じ、当該要件を充足すると理解でよろしいでしょうか。	在籍型出向であるにもかかわらず、要件を充足しないケースについて、現時点で想定しているものではありません。
48	要求水準書	第3 1(2)	事前調査	40	12	貴県が実施する業務との調整が不要と考えられる事前調査については、30日前までの貴県への報告は必要なく、事前調査計画書を提出後すぐに着手可能と理解してよいでしょうか。	事前調査計画書の事前提出については、豊橋浄水場における入退場者管理及び浄水処理に支障のない範囲での事前調査が行われるかを確認する観点で設定していますので、30日前までの提出を求めます。 ※ご質問の「事前調査」というのが「目視調査、現地視察」等にあたるものであれば、2週間程度前にご連絡をいただければ対応可能です。
49	要求水準書	第3 1(3)ア	狭小用地における再整備	41	-	工事期間中において、小鷹野浄水場の敷地の一部を施工ヤードとして使用させていただくことは可能でしょうか。	豊橋市の敷地であるため、豊橋市の確認が必要です。活用したい敷地の範囲や期間といった具体的な条件を事前に提示いただければ、県から豊橋市へ敷地の活用可否について確認し、個別対話の中で確認結果を回答いたします。ただし、豊橋市から明確な回答が得られない場合は、現時点で活用可否を県から示せないことをご承知おください。また、豊橋市から明確に敷地の活用を認める旨の回答が得られず、事業開始後に改めて協議した結果、豊橋市の敷地の活用ができなくなるケースも想定されます。このようなケースにおいて、県と事業者の契約を変更する予定はありません。
50	要求水準書	第3 1(3)ア	狭小用地における再整備	41	-	工事期間中において、小鷹野浄水場の敷地内に仮設構造物(配管含む)を設置することは認められますでしょうか。	豊橋市の敷地であるため、豊橋市の確認が必要です。活用したい敷地の範囲や期間といった具体的な条件を事前に提示いただければ、県から豊橋市へ敷地の活用可否について確認し、個別対話の中で確認結果を回答いたします。ただし、豊橋市から明確な回答が得られない場合は、現時点で活用可否を県から示せないことをご承知おください。また、豊橋市から明確に敷地の活用を認める旨の回答が得られず、事業開始後に改めて協議した結果、豊橋市の敷地の活用ができなくなるケースも想定されます。このようなケースにおいて、県と事業者の契約を変更する予定はありません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
51	要求水準書	第3 1(3)ア(エ)	設計	41		用途地域が第二種低層住居専用地域のため、建築基準法では高さ制限(12m)があり、高さ制限を超える場合は、公聴会を開き、周辺住民等の利害関係者に対し建築物の用途制限に対して特例許可を得ること、と要求水準書等に記載されております。仮に高さ制限(12m)を超える設計を提案させていただいた場合、特例許可が下りなかったときのリスク(設計変更や工事遅延に伴う設計・施工費の見直し等)はどのようにお考えでしょうか。	説明責任を果たす等事業者側が説明責任、努力義務を果たしている限り、特定許可が下りなかった場合のリスクは県が負います。ただし、リスクの負い方については状況によって異なるため、現時点で画一的な回答を行うことはできません。適宜協議とします。
52	要求水準書	第3 1(3)ア	狭小用地における再整備	41		各種配管の布設替えに当たり、既存施設の施設配置の影響や施工スペースを検討した結果、一部、公道上への布設が必要になる箇所が発生する可能性がございます。公道は本事業用地の範囲外になると思われますが、事業者提案としてお認めいただけますでしょうか。	問題ありません。ただし、道路管理者からの許可が必要となるため、その許可については、事業者側で対応をお願いします。
53	要求水準書	第3 1(3)	送水能力	42	22	送水ポンプですが、応援給水に必要なポンプを自家発対象とすると、自家発が過大になります。また豊橋線／新城線どちらも同時に応援給水できるようにすると、受電設備が過大になります。以上を踏まえ、仮に豊橋線送水ポンプ4台、新城線送水ポンプ3台とした場合、下記すべてを満足する設備は、要求水準を満たしますでしょうか。 ・豊橋線ポンプ3台と新城線ポンプ2台起動にて、R18年度計画一日最大送水量71,941m3/dが送水可能(豊橋線へは2180m3/h程度、第一＋第二新城線へは868m3/h程度) ・豊橋線送水ポンプは全4台起動で、豊橋広域PCタンクへ2130m3/h＋660m3/h(＝15,840m3/d)が送水可能 ・新城線送水ポンプは全3台起動で、権現調整池へ868m3/h＋583m3/h(＝14,000m3/d)が送水可能 ・豊橋線と新城線で、同時に応援給水が必要とされることは無い(ので受電設備もそのような規模で決める) ・自家発の対象とする送水ポンプは、豊橋線3台＋新城線2台	①送水ポンプ能力及び台数構成は、質問欄記載内容で問題ありません。 ②自家発電設備の対象とする送水ポンプは、豊橋線3台＋新城線2台で支障ありません。 ③常用の電気設備容量の考え方については確認して回答いたします。なお、電気設備容量に関わらず、現状での電力需要(デマンド)に合わせた受電契約を行っています。 ④送水ポンプの設計承認について、県として守っていただきたい部分は要求水準に記載しております(施設能力88,000m3/d等)。送水ポンプの承認にあたって、要求水準書から方針転換する考え方を県が事業者に求めることは考えておりません。ただし、細かい箇所の確認のために設計の承認という手続きを設けております。 ⑤送水ポンプ設置時期次第で送水ポンプ必要能力は変わってきますが、実際に送水ポンプ設置時期が近付いた際に「思ったより送水量需要が落ちてない」ということも想定されます。仮に提案した送水ポンプを見直さざるを得ない場合においても全てが事業者の責ではないと想定します。
54	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力等	42		インフォメーションパッケージで提示された過去の送水量実績値には豊橋南部浄水場系統もしくは豊川浄水場系統への応援水量は含まれているのでしょうか。それとも含まれていないのでしょうか。 回答No.301及び306では「応援水量が加味されていないものと想定されます」となっておりますが、送水能力の検討を行うにあたり、応援水量が含まれているかどうかによって、過去の需要量の整理が異なってくること、また、本内容は応募者が確認できない内容のため、ご教示ください。	供給点の実績水量を守秘義務対象資料として開示することとします。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
55	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水 施設能力等	42		回答No.308では「浄水施設の能力は88,000m³/日」、「送水能力については最大給水量の合計は近隣浄水場への応援給水に必要な能力が加算され、88,000m³/日を超えるものとなります」とあります。 この回答の解釈としては、 ①豊橋系の送水ポンプは豊橋南部浄水場の応援水量(15,840m³/日)を含めた能力とすること ②新城系の送水ポンプは豊川浄水場の応援水量(14,000m³/日)を含めた能力とすること ③No.308の回答で最大給水量の合計とあるのは、豊橋系の送水ポンプと新城系の送水ポンプの各能力を単純に合計したものである。 ④浄水施設能力は88,000m³/日であり、一日当たりの合計の最大給水量は88,000m³/日の範囲内となる。 このような理解でよいでしょうか。解釈が異なる場合、給水が不足することになり、施設能力が88,000m³/日を超えるものとなってしまいますので、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	第3 1(3)イ	施設の複数化	43	8	新設ろ過池は6池／系列×2系列で複数化していますが、2系列で施設能力88,000m³/dです。 新設設備ろ過池の1系列全体を大規模改修する際には、施設能力が半減せざるを得ません。ご了解ください。  <pre> graph TD A[新設沈殿池より] --> B[新設ろ過池] A --> C[新設ろ過池] B --> D[新設浄水池] C --> E[新設浄水池] </pre>	ろ過池洗浄など、日常的な維持管理を行った場合にあっては施設能力88,000m ³ /dの確保ができる構造としてください。 また、大規模改修時においては、施設全体として運用に支障が生じない提案であれば、その水量以下となるご提案であっても一概に要求水準未達とは判断しません。
57	要求水準書	第3 1(3)イ図表17	電気計装 設備	44	18	要求水準に、「県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備等については、本事業に合わせて別途工事により更新整備を行うが、同工事との連携・調整を適切に図ること」との記載をして頂いています。 広域送水監視制御システム及び多重無線設備等の離線、移設、更新作業は、本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。 ※広域送水監視制御システム及び多重無線設備等の現地での立上げ作業時には、現地工程を事前確認させて頂き、最大限、連携、協力はさせて頂きたいと考えております。	ご理解のとおりです。 広域送水監視制御システム及び多重無線設備等の離線、移設、更新作業は、県にて別途工事により対応する想定です。
58	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水池の要求水準	44	32	浄水池清掃や池内点検により、一時的に浄水池の容量が少なくなる場合がございます。浄水池の容量を設計する際、上記のように一時的に容量が少なくなる場合においても、要求水準書に記載の必要容量を確保する設計が必要でしょうか。	浄水池の容量について、維持管理上の支障が生じなければ、一時的に必要な容量を確保できなくても問題ありません。ただし、一般的な浄水場の設計の考え方と比較し遜色ないことをご確認ください。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
59	要求水準書	第3 2(2)	開始前の引継ぎ	50	32	契約締結後の2025年度に業務引継ぎを予定しています。受託者の現場配置予定者が準備を進める部屋を豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場にて、準備していただけないでしょうか。	契約後に現場配置予定者が作業を進めるためのスペースを確保することについては検討し、改めてお示しすることとします。
60	要求水準書	第3 2(2)キ	実施体制	51	2	再整備期間中の豊橋浄水場の実施体制について、「2名以上の体制で履行するもの」とございますが、新技術等の導入により効率化・省人化が可能な場合は、実施体制について事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。 豊橋浄水場および豊橋南部浄水場との相互監視・操作システムを導入することで、省人化を図ることが可能と考えます。	本事業の提案時に、要求水準を満たさない実施体制をご提案いただくことはできません。再整備期間については、県が運営の責任を果たせる人数を記載しています。 なお、本事業の開始後、県と協議し、要求水準書を変更したうえで、効率化・省人化を提案していただくことは可能です。その際にはプロフィットシェアが発動する想定です。
61	要求水準書	第3 3(4)	追加投資等	63	31	以下①②の用語の定義の区別について、お伺いします。 事業者保有資産となるものが①、県所有として運営権設定対象施設になるものが②であると理解しております。 入札説明書一式に関する質問回答No.351によると、運営権設定対象になるか否かは、既存施設に含まれる資産の除却を伴うものかどうかで判断され、除却を伴うものが②に該当するという理解です。 既存施設に含まれる資産を遊休資産として扱い(=除却せず)、新たな資産を設置する場合、この新たな資産は①(即ち事業者保有資産)に該当するという理解でよろしいでしょうか。 【①②の定義】 ①要求水準書63ページの第3.3(4)「追加投資等」における、「要求水準を充足する限り、県に事前に通知した上で、自らの責任及び費用負担により、豊橋浄水場の収益性の改善・確保及びカーボンニュートラルの実現に資する新規投資、改修、追加投資を行うこと」 ②要求水準書67ページの第3.3(6)ア「更新投資(既存施設)」における、「自ら追加費用を負担することにより県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新」	更新と扱うか事業者保有資産の追加投資と扱うかは、事業者の具体的な提案内容に基づいて事業期間中に県及び事業者で協議する想定ですが、提案前に明確化したい内容があれば、提案予定の内容を具体的にご教示ください。 基本的には、除却を伴わないものが①、除却を伴うものが②というご理解のとおりですが、①となりうるものについてあえて除却しないことについては、合理的な理由が問われます。具体的な検討内容をお示しいただければ対話の場での協議は可能です。
62	要求水準書	第4 1(2)キ	実施体制	72	2	再整備期間中の豊橋南部浄水場の実施体制について、「昼間3名以上及び昼間時以外2名以上の体制で履行するもの」とございますが、新技術等の導入により効率化・省人化が可能な場合は、実施体制について事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。 豊橋浄水場および豊橋南部浄水場との相互監視・操作システムを導入することで、省人化を図ることが可能と考えます。	本事業の提案時に、要求水準を満たさない実施体制をご提案いただくことはできません。再整備期間については、県が運営の責任を果たすことが可能と考える人数を記載しています。 なお、本事業の開始後、県と協議し、要求水準書を変更したうえで、効率化・省人化を提案していただくことは可能です。その際にはプロフィットシェアが発動する想定です。
63	要求水準書	第5 1(2)	巡視	83		場外管路に関するマッピングシステムデータ(shapeデータ)をご提供願います。	事業を受託した業者に提供する予定です。
64	要求水準書	第5 1(2)、(3)	巡視、保守点検	83-87		場外管路維持管理業務では、「巡視(管路巡視、施設の巡視点検、コンクリート構造物日常点検)」と「保守・点検(管路施設保守点検、管路用地除草)」がありますが、これらの維持管理業務のうち、県直営で実施している業務、委託業者(地元の土木業者等)で実施している業務の棲み分けについて現状の実態をお教えください。	場外管路維持管理業務は全て委託業者で実施している業務です。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
65	要求水準書	第5 2(3)	漏水対応	90	4	入札説明書一式に関する質問回答No.377 において、「なお、直近10年間で導水管路施設に係る修繕費用は合計8,625千円となります。詳細を提示する予定はありませんが、事業提案書の作成に必要であれば、個別対話において提供を求めることとしてください。」と回答いただきました。 修繕費用の合計8,625千円の根拠資料をご教示ください。	守秘義務対象資料の追加として承りました。
66	要求水準書	第5 2(3)	漏水対応	90	17	緊急修繕のための道路占用許可は道路管理者から、道路使用許可は警察からそれぞれ取得するものと認識しています。そういった関係機関が民間事業者者にそれらの許可を与えることについては合意していますでしょうか。	道路占有許可、道路使用許可については、公共、民間の区分によらず、申請者になされるものと理解しています。また、通常の公共発注においても施工業者(民間事業者)が申請を行うことがあり、企業庁として許可権限を事前に合意することはできません。
67	要求水準書	第5 2(3)	漏水対応	90		運営権対象施設(場外管路)に係る直近10年間における修繕費用の内訳詳細をご提供願います。	守秘義務対象資料の追加として承りました。
68	要求水準書	第5 1(4)	場外管路に関わる更新計画	93	7	導水管の修繕対応や更新に際して、導水管の断水を実施する場合、森岡第一導水管の長期的な断水が難しいと考察しますが、豊川浄水場からのバックアップの増量、各市の浄水場からの処理量増加により、森岡第一導水管を断水しての工事対応は可能でしょうか。	更新計画案策定にあたっての条件は、事業開始後に提示します。なお、豊橋浄水場における実績供給量、豊川浄水場、豊橋南部浄水場からの応援水量、三ツ口池からの導水可能量を加味しても森岡第1導水管の断水は不可能と考えます。 森岡第2導水管の図面を守秘義務対象資料として提供します。
69	要求水準書	2(4)ウ	概算金額の算定			「費用算定にあたっては制作メーカーからの見積りを基本とし」との記載がありますが、既存の制作メーカーからの見積もりでなくても、対象機器を制作することのできるメーカーであればよいでしょうか。	「要求水準書第3.2(4)ウ概算金額の算定」における質問という前提で回答します。ご指摘のとおり、既存設備のメーカーを前提とする必要はありません。
70	要求水準書	9(2)	エネルギー管理			愛知県企業庁は省エネ法における特定事業者であるが、豊橋浄水場・豊橋南部浄水場については、エネルギー管理指定工場には認定されていないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	第2	統括運営業務について			要求水準書22ページから39ページにかけて統括運営業務に関する記載がありますが、該当する業務の費用算出のため、設計書等の業務量が把握できる資料の開示をお願いいたします。	再整備期間における統括運営業務については、一般的な公共発注における一般管理費に含まれる本社経費等と同等の内容とみなしており、人件費の積算により計上しているものではありません。また、再整備期間・運営期間において統括運営業務の責任者が現地に常駐することは要求していません。 運営期間中においては、現状の体制において、統括運営業務に相当する業務を実施している対象施設の常駐職員の人件費として計上しています。
72	要求水準書	別紙17	管理本館			2階の事業者事務室に、2026年1月から2名の常駐は可能でしょうか。	2階事業者事務室への常駐は不可とします。 なお、1月から一部常駐スペースを確保することについては検討し、改めてお示しします。
73	要求水準書		機械設備の電圧			6600Vの送水ポンプを提案することは、要求水準上支障ないでしょうか。電圧に関する定めは無かったと認識しております。	支障ありません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
74	特定事業契約書(案)	別紙13	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	3	「サービス購入料Aの総額の1%相当額に至るまでは事業者の負担」となっておりますが、その趣旨は公共工事約款における所謂1%ルールと同様で宜しいでしょうか(受注者のモラルハザード防止)。本事業は、単年・短期間又は比較的低額な工事を対象とするものではなく、長期かつ高額である事業の特性を勘案いただき、事業者負担額の上限を下げてくださいことをご検討いただけませんか？サービス購入料の総額ではなく、出来高分は既に支払済みでありこれ以降の工事に関する注意義務を果たすか否かに影響を及ぼさないの当該出来高部分を対象外にすることや、負担割合1%の低減をご検討いただきたいです。	原案のとおりとします。趣旨についてはご理解のとおりで、事業者に不可抗力による損害を最小限にとどめる経済的動機を持っていただくためです。
75	特定事業契約書(案)	第4条第6項	本事業の実施	2	27	第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問は、支払いに関する質問のため1回目の対話に含めさせていただきます。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 -ご質問内容- 入札説明書一式に関する回答No.562では「水素技術活用に係る費用の支払時期は、当該設備を設置後を想定しています。詳細については県と協議の上、合意した条件に従って実施することとします」とされていますが、提案内容によっては、前払い、中間払い等についても協議及び合意いただける余地はあるのでしょうか。	従前の回答同様、水素に係る取組については、提案内容が多岐にわたることを想定しており、詳細については実施内容に応じて協議により決定する想定です。 例えば、水素関連設備の設置が複数年度にわたる場合、サービス購入料Aと同様年度毎での出来形に応じて支払うことも想定しており、柔軟に対応していきたいと考えています。
76	特定事業契約書(案)	第9条	契約の保証	3	20	入札説明書一式に関する質問回答No.565において「契約保証の対象は設計費、建設費等のサービス購入料Aとします。履行保証保険等については、一括で用意してください。」とご回答いただきました。保険会社から、履行保証は契約者が倒産などで契約を遂行不可能な状態になった際に保険金を支払うことから、不明確な10年先までの倒産リスクを保険会社としては引受できないと回答がございました。履行保証保険について、数年ごとに更新する契約が認められないご理由をご教示ください。	双方、保証方法について確認し、継続協議します。
77	特定事業契約書(案)	第9条第1項(5)	契約の保証	3	32	入札説明書一式に関する質問回答No.568において「落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。)に契約する必要がありますので、その期間内に保険契約の手続きを完了していただく必要があります。」と回答いただきました。「落札者となった旨の通知を受けた日」ではなく、「特定事業契約を締結した日」でよろしいでしょうか。通常のPFI事業においても発注者と事業者間の契約締結時に保険加入し、手続きが完了次第、保険証券を提出しております。	特定事業契約締結までに契約保証を提出してください。
78	特定事業契約書(案)	第14条第3項	事業者譲渡対象資産	6	14	入札説明書一式に関する質問回答No583にて「譲り渡すのは県」との旨回答いただいております、特定事業契約書(案)別紙6においても事業者を譲受人と定義されていることから、誤解を招かぬよう「事業者は、…譲渡を完了」ではなく、「事業者は、…譲受を完了」と修正いただけないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
79	特定事業契約書(案)	第16条第3項	必要な契約の締結	6	31	入札説明書一式に関する回答No.589及び591では、「その他県が不適切と認める者」として地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を想定しているとのことですが、同条第1項に該当する者をいうと理解してよろしいでしょうか。 同条第2項は「入札に参加させないことができる」規定であり、SPCが個別に判断する性質のものではないと理解しています。	ご理解のとおり、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者を想定しています。
80	特定事業契約書(案)	第21条第1項	要求水準の変更	8	15	入札説明書一式に関する質問回答No.593において、「勧告により事業内容が変更されることを想定していません。」と回答いただきましたが、要求水準書には詳細な条件等が記載されるため、勧告により現在の要求水準書の内容をそのまま維持することができない場合はあり得るかと思存します。この場合に本条項(「県の事由等」(第3号))に該当しないとすると、本条が適用されず、この場合の変更プロセスや費用負担等については、一般条項(135条)に基づく協議としか定めていないことになるように思われます。経済安全保障推進法に基づく勧告として事業内容が変更される場合についても当該条項の要求水準の変更事由とし、貴県の負担としていただきますようお願いいたします。	ご主張の趣旨は理解できますが、経済安全保障推進法に基づく勧告を原因として事業内容が変更されることが想定できません。そのため、当該事象が発生した際に、当該事象に係る具体的な事実関係を踏まえ、特定事業契約書のリスク分担の枠組みに従い、対応を協議して決定すればよいものと考えます。
81	特定事業契約書(案)	第32条第7項	ガバナンス基本計画等の変更	12	19	入札説明書一式に関する回答No.627において特定事業契約書(案)に修正は行わない旨回答いただいておりますが、ガバナンス基本計画又はガバナンス実施計画書の変更の原因がプロフィットシェアが適用される要求水準書の変更にある場合には、要求水準書の変更による費用の減少と、ガバナンス基本計画又はガバナンス実施計画書の変更による費用の減少を明確に区別し、前者についてはプロフィットシェアの規定を、後者については第32条第8項の規定を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	具体的なプロフィットシェアに係る提案内容が決まっていない中、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画の変更によって生じる費用の削減効果というものが想定できないため、原案のとおりと回答しています。 プロフィットシェアが適用される費用減少相当額の帰属先については、協議を踏まえ、個別に判断していくものであり、恣意的に県又は事業者のいずれかとすることは想定しておりません。
82	特定事業契約書(案)	第37条第4項	設計等	13	34	「物理的」な契約不適合に限っておりますが、例えば、入札説明書等資料の記載には合致している(物理的にはかかる記載内容と相違ない)が、水道法等の法令に違反している設備等(事業者において事前に発見が困難であるが、法令に適合するために対応費用が発生するもの)といった、法令等上または要求水準上求められる基準を満たさないこととなる事象として物理的な契約不適合以外もあり得ますので、かかる限定は削除いただき、貴県の負担といただくようお願いいたします。	特定事業契約書(案)第37条第4項の「物理的な契約不適合」との文言は、当該文言に続けて記載する情報の正確性を「契約不適合」から除外することを踏まえたものです。当該除外事由に該当しない場合であって、法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないときは、既存施設(再整備対象)における当該未達は本項の適用対象となります。
83	特定事業契約書(案)	第38条第1項 第40条第1項 第55条第1項 第76条第1項	設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止 建設企業による業務実施及び下請の制限 工事監理 運転管理企業(運営期間)による業務実施及び一括再委託等の禁止	15	5	入札説明書一式に関する回答No.648において、設計企業、建設企業、工事監理企業並びに豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務における運転管理企業については、「原則として」変更を認めないとのことですが、当該企業に対する業務委託請負が本事業の継続に支障を及ぼすおそれがあるなど提案時点で想定しえない状況が生じた場合には変更の可能性はありますでしょうか。 仮にやむを得ない事由があるにもかかわらず業務委託請負先の変更が認められず、本事業の実施が困難となった場合は事業者には帰責性がないものと考えております。	個別具体的な事情に応じて変更を認める可能性があります。 提案時点で想定し得ない事情により「当該企業に対する業務委託請負が本事業の継続に支障を及ぼす」こととなったのであれば変更を認めることになるものと想定しています。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
84	特定事業契約書(案)	第60条第4項	工事の契約不適合責任	24	2	特定事業契約書(案)第62条第5項において契約不適合責任期間経過後に対象施設の契約不適合が発見された場合は県がその修繕を行うこととなっています。同第60条の工事目的物について同条第4項又は第5項の期間経過後に契約不適合が判明した場合は、第62条第5項による修繕の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 事業者がサービス購入料又は利用料金を原資に修繕するとすると第60条第4項及び第6項で契約不適合の請求期間を定めた意味が失われることから、この期間を経過後は他の対象施設と同等に取り扱うことが適切と考えます。	ご指摘の場合、県は豊橋浄水場再整備業務及び同業務に係る事業提案書との契約不適合について特定事業契約書(案)第60条第4項に定義する請求等を行うことはできませんが、事業者は豊橋浄水場運転管理業務又は運営業務の要求水準に従って施設の機能を維持する義務を負っているため、県が第62条第5項の修繕を行うことはなく、修繕は事業者が行います。
85	特定事業契約書(案)	第60条第8項	工事の契約不適合責任	24	22	入札説明書一式に関する質問回答No.689において「第60条第8項がありますが、具体的にいかなる請求をご想定でしょうか。契約不適合責任は、特定事業契約に明示的に規定されている以上、特定事業契約第60条のみによって規律されるべきであり、その他民法上の請求権を認めることは特定事業契約において契約不適合責任を合意する意味を無くすものといえ、抽象的であることから削除をお願いします(また、民法に基づく契約不適合責任を追加的に主張可能とも読める点からも問題であると考えております。)。」に対し、「原案のとおりとします。特定事業契約書(案)第60条第8項で可能なのはあくまでも「請求等」(同条第4項で定義される、履行の追完、損害賠償、サービス購入料Aの減額又は解除)です。」と回答いただきました。 しかしながら、原案は、第60条第4項又は5項の期間内に貴県が請求等(契約不適合というべき特定の事実に基づく請求等)を行った場合、当該期間経過後も民法の範囲内で、貴県は他の事実に基づく契約不適合責任に係る請求等を行うことができると読めます。かかる解釈の場合、当該他の請求については契約により期間制限がないということになり、多くのPFI事業と比して事業者により厳しい内容と思われますので、改めて第60条第8項の削除を要望いたします。或いは、かかる解釈ではない場合には、その旨明示的にご回答ください。	第60条第8項は、例えば第60条第4項に基づき期間内に履行の追完を請求した場合、同一の契約不適合について、消滅時効の期間の範囲内で損害賠償の請求、サービス購入料Aの減額又は契約の解除を行うことは妨げられないことを確認したものです。したがって、他の契約不適合に関する請求について課される制限はありません。
86	特定事業契約書(案)	第69条	業務に必要な物品等の持ち込み	28	30	入札説明書一式に関する回答No.716に関連して、特定事業契約書(案)第69条では、例えば事務用品や消耗品1つであっても事前承認が必要となるのでしょうか。承認対象となる物品、機器等の範囲を限定いただくか、包括承認を可能とする等、第79条第3項同様、具体的な手続については事業者との協議に応じたいと考えております。	事務用品や消耗品については、事業期間中に具体的にご提案いただければ、県及び事業者で運用を協議することは可能です。 本条の趣旨は危険物又は不要物の施設への持ち込みを防止する点にあり、物品、機器等の種類によっては包括的な承認の対象とすることも想定しています。
87	特定事業契約書(案)	第77条第2項	新施設の更新	32	31	「事業者は、本事業期間中の技術の変化により、事業提案書に見込んでいなかった新たな設備投資を新施設に関して行うべきと判断した場合」とありますが、「本事業期間中の技術の変化により」を削削いただけないでしょうか。提案時に予見していない投資の必要性・有用性が認められるケースは技術の変化を理由とするものに限らず、既存技術のコスト低減や補助金対象化など投資が適切と認められる場合には更新対象残存価値上限額の引き上げに関する協議及び合意が可能な建付けとすることは、事業者及び県の双方にメリットがあるものと考えます。	原案のとおりとしますが、「本事業期間中の技術の変化」を過度に限定的に解釈する想定はありません。ご指摘の既存技術のコスト低減が技術の変化に該当すると考えられる場合もありますし、補助事業の新設により投資が合理的となった場合に更新対象残存価値上限額の引き上げに関する協議に応じる場合もあります。 なお、事業者が第77条第2項の更新を提案するにあたって、技術の変化に関する資料提示等を求めることは想定していません。

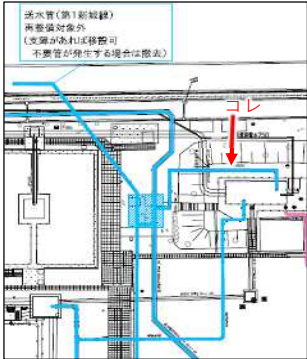
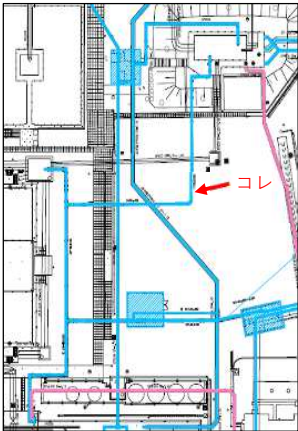
No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
88	特定事業契約書(案)	第88条第3項	利用料金の収受等	37	30	本条項で使用されている「利用料金相当額」の定義とその支払方法についてご教示ください。 入札説明書一式に関する質問回答No.24において「運営期間中の利用料金収入は、水道においては「送水量」、工業用水道においては、「契約水量」によって計算され、徴収先の未払如何によって変動しません。したがって料金の未収によるリスクは県が負担します。」とございますので、入札説明書別紙4 2 利用料金の計算で示されている「固定料金＋変動料金単価×計算対象月の実績送水量(もしくは契約送水量)」が「利用料金相当額」であり、その金額を利用者からの着金の有無に関わらず、「本来着金すべき日の翌月」に貴県から事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 特定事業契約第88条第3項では「利用者が県に支払った利用料金が県の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに」支払うとあり、着金しない限り支払われないと読み取れることから改めてご確認させていただきたく存じます。	ご理解のとおりです。
89	特定事業契約書(案)	第91条第3項	事業者による誓約事項	40	15	入札説明書一式に関する回答No.759及び763では、既存株主に対する新株発行であっても県の事前承諾が必要とされていますが、かかる増資は特定事業契約書(案)第91条第3項各号に掲げる事業者の重大な変更には該当しないことから、県の事前承諾を要する理由をご教示ください。 同第92条第6項において既存株主間の議決権割合の変更に承認を要しないとしていることからバランスを欠くものと考えます。	ガバナンスに関する提案内容と齟齬が生じないことを確認できた場合には、新株発行についても原則承認する想定です。
90	特定事業契約書(案)	第14章	責任及び損害等の分担	43	19	貴県では浄水場施設における水素利活用等のカーボンニュートラルの実現に向けた新たな取り組みを推進されており、本事業でもコンセプトの一つとなっています。今後の貴県における政策動向や将来的な国や貴県の水道行政に関連したカーボンニュートラルの新たな政策や施策が導入又は改定等、政策変更に関連する事由が想定されるかと存じます。これに対応するために費用や損失が生じた場合には、貴県に負担していただけるよう、政策変更に関する費用負担の定めを規定していただけますようお願いいたします。	ご指摘の場合であって、県が事業者に対応を求めるときは、特定事業契約書(案)第21条の要求水準の変更により対応することが想定されますので、原案のとおりとします。なお、第21条第1項は、事業者からの要求水準の変更協議要望を排除するものではありません。また、国又は他の地方公共団体による政策変更によって要求水準が変更される場合、個別具体の事象に即して、特定事業契約書(案)別紙5の協議会等で同条第2項の適用方法等を協議の上決定します。
91	特定事業契約書(案)	第102条	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	15	不可抗力による事象が発生し、収入が減少した場合に、補填に関する規定を設けることについてご検討いただけますでしょうか。なお、この場合、108条2項2号に定める合意延長に関して、当該収入を回復する観点からも協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。第99条(法令改正)に関しても補填に関する規定を設けることについてご検討いただけますでしょうか。なお、108条2項各号には法令改正が明記されておりませんので、不可抗力と同様に、同号に含めていただけないでしょうか。	固定料金収入により、不可抗力又は法令改正によって実績送水量と想定送水量に乖離が発生した場合であっても一定の収入が得られることから、事業者における収入補填は必要ないものと想定しています。 また、法令改正により事業が中断又は遅延することを想定していないため、法令改正による合意延長は想定していません。 ただし、特定事業契約書の規定に基づく処理のみでは事業の継続性に不合理な悪影響を与える特段の事情がある場合には、不可抗力による収入の減少に関して、特定事業契約書(案)別紙5別添1第2条第1項(8)に則って協議することを排除するものではありません。

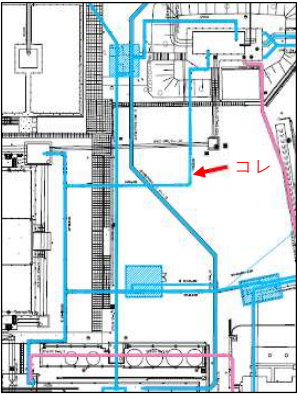
No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
92	特定事業契約書(案)	第104条	第三者に及ぼした損害	47	1	場外管路の老朽化に起因して道路陥没等の事故が起こった場合、事業者は要求水準書に定める業務を実施している限り、被害にあった第三者や県に対して損害賠償等の責は負わないものと考えていますが、万が一事業者に一定の過失や要求水準違反があった場合であっても、本事業開始前の県にも一定の過失が認められるなど原因が競合する場合には、損害の公平な分担について誠実に協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。事故の態様等によっては民間事業者で引き受けることが不適切かつ過大な負担が生じるおそれがあるものと懸念しています。	事業者が被害にあった第三者や県に対して損害賠償の責任を負うかは、民法上の原則に従って決められる事項との理解です。かかる理解を前提に、県及び事業者各々に一定の過失が認められる事象にあっては、本事業の継続という観点も踏まえて、第三者に対する支払方法も含め、県は誠実に協議します。同様に事業者側にも協議に応じるよう求めます。
93	特定事業契約書(案)	第109条第1項(2)	事業者事由による解除	49	12	入札説明書一式に関する質問回答No.760において、「更生手続開始又は再生手続開始の申立てが濫用的申立てに該当すると合理的に認められる場合、県は株式の譲渡を承諾することがあります。」との回答をいただきました。「合理的に判断」した場合には、原則としてご承諾(一定期間内に承諾を撤回できる条件を付す場合がある)いただけるようお願いいたします。	個別具体の事情に応じて判断します。
94	特定事業契約書(案)	第112条第1項	新施設の引渡前の解除	50	32	入札説明書一式に関する質問回答No.822において、「サービス購入料の支払が(県の事由による解除の場合も含め)解除から1年以内とされていますが、支払期限までが長い場合、短縮して頂けないでしょうか。」に対し、「原案のとおりとします。」とご回答いただきました。貴県における年度予算等の対応が必要となる可能性を考慮したものと理解していますが、そのような問題がなければ1年もの期間を要することもないかと思われますので、「法令上可能な範囲で速やかに(但し1年以内に)」といった修正をご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
95	特定事業契約書(案)	第113条第2項	新施設の引渡後の解除	51	30	入札説明書一式に関する回答No.829及び830によれば特定事業契約書(案)第113条第2項に基づく協力業務の費用は貴県にてご負担いただけないとのことですので、同項では無償行為であることを前提として合理的な期間及び範囲を超える内容の協力を要請されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	特定事業契約書(案)	第113条第2項	新施設の引渡後の解除	51	30	契約解除について特定事業契約書(案)第119条の適用がある場合には、第113条第2項の協力により事業者が生じた損害又は費用(もしあれば)の補償を受けることができると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の費用については、第119条の「解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用」として補償される可能性があります。
97	特定事業契約書(案)	第116条第2項	更新対象残存価値相当額の支払	52	26	入札説明書一式に関する質問回答No.839において、「更新対象残存価値相当額の支払が(県の事由による終了の場合も含め)解除から1年以内とされていますが、支払期限までが長い場合、短縮して頂けないでしょうか。」に対し、「原案のとおりとします。」とご回答いただきました。貴県における年度予算等の対応が必要となる可能性を考慮したものと理解していますが、そのような問題がなければ1年もの期間を要することもないかと思われますので、「法令上可能な範囲で速やかに(但し1年以内に)」といった修正をご検討いただけますでしょうか。	支払等について、県による相殺の必要性等を踏まえ、特段の事情がない限り、可能な範囲で速やかに対応する考えです。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
98	特定事業契約書(案)	第131条第1項	遅延利息	60	4	事業者については、国の債権に関する遅延利息の率(現在年3%)と規定されていますが、県と同様政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(現在年2.5%)に修正していただけないでしょうか。 特定事業契約書(案)別紙6第4条において規定されている譲受人(事業者)の支払遅延利息は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と規定されています。	原案のとおりとします。 契約の支払遅延に対する遅延利息の率については、愛知県の規定として3%と定められています。
99	基本協定書(案)	第4条第8項	株式の譲渡	5	4	入札説明書一式に関する回答No.523で回答いただいている「入札説明書3(4)ウ(ア)に定める代表企業の要件」のうち、「参加表明書の受付時」は「代表企業変更に関する県の承認申請時」と読み替え、「令和6年度及び令和7年度」は「県に対する代表企業変更に関する承認申請日が属する年度」と読み替えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	基本協定書(案)	第9条第2項	談合等	7	28	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されることですが、これらの各義務が填補の対象とする損害等が重複する場合については、二重に請求するご想定はないとの理解で正しいでしょうか。	基本協定第9条に基づく違約金が支払われている場合には、同一の理由に基づく特定事業契約第118条の違約金については、当該違約金相当額を控除します。
101	基本協定書(案)	第9条第2項	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	7	28	入札説明書一式に関する回答No.530、535、849、851及び852について、同一の事由に基づいて構成企業と事業者それぞれ違約金ないし違約金の支払義務を課するのはどのような理由によるものでしょうか。 事業者側から支払う金額として、特定事業契約締結、新施設引渡しの前後でそれぞれ合計額に差が生じることの合理性についてご教示願います。	基本協定第9条に基づく違約金が支払われている場合には、同一の理由に基づく特定事業契約第118条の違約金については、当該違約金相当額を控除します。
102	基本協定書(案)	第12条	知的財産対象技術	9	28	入札説明書一式に関する質問回答No.543において、「知的財産権対象技術の利用許諾条件について意見がある場合、構成企業から県に対して意見を述べることは可能です。」と回答いただいております。 どのタイミングで県に対して意見を述べることができるのでしょうか。また、知的財産権対象技術の利用について意見を述べるだけでなく、協議の機会を設けていただき、SPCの許諾を前提とするようご検討いただけないでしょうか。	意見を述べるタイミングは技術導入時あるいは事業終了前を想定しており、事業期間中であれば意見を述べることができます。基本協定書(案)第12条は原案のとおりとします。
103	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	予定価格等基準額	6	4	予定価格等基準額には水素技術活用にかかる費用を含むとのことですので、予定価格等基準額は、入札説明書に示されている「サービス購入料A(総額)及び水素技術活用に価格費用」、「サービス購入料B～D(年額)」に10を乗じた費用、水道及び工業用水道の利用料金の上限を足した和ということが良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
104	落札者決定基準	別表審査項目	④ カーボンニュートラルに関する事項④-2 CO2排出量	11	6	CO2排出量の低減を算出する計算式について、電力量のみが対象となっております。電力由来以外のCO2排出量について、④-2で評価いただくことは可能でしょうか。	定量評価の対象は原案の通りとします。ただし、「④-1脱炭素の取組」の中で、電力由来以外のCO2排出量を削減する旨を提案いただいた場合、評価対象となり得ます。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
105	落札者決定基準	別表 審査項目④-2	カーボンニュートラルに関する事項	11		電力使用量と再エネ発電電力量が同じであれば、CO2排出量は0となり、計算式上も0点となります。5頁に「カーボンニュートラルに関する事項は、一つでも0点の審査項目があれば失格とする」とありますので、当該応募者は失格、また当該応募者が全応募者中最小の場合は、全応募者が失格となります。 更に、電力使用量を再エネ発電電力量が上回る場合、CO2排出量はマイナスの値となり、複数の応募者がマイナスの場合、計算式による得点の順位が逆転します。 上記を想定した計算式に修正いただけないでしょうか。	落札者決定基準の左記項目に関して、以下の方針で「評価の視点」を修正します。 審査項目④-2に定めるCO2排出量として0またはマイナスの値を提案する応募者が存在した場合、当該応募者については本項目は満点とします。 また、計算式を「CO2排出量としてプラスの値を提案した応募者中最小の送水量あたりのCO2排出量／当該応募者の送水量あたりのCO2排出量×満点×0.75」に読み替えます。
106	様式集(Word)	様式P				第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問、体制による質問のため1回目の対話に含めさせていただきました。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 -ご質問内容- 「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力、水素技術等によるエネルギー供給、…」とありますが、「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力及び電力会社等から調達した水素技術等によるエネルギー供給、」との読み方でよろしいでしょうか。	記載のとおり、「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力」、「水素技術導入等によるエネルギー供給」と分けて解釈してください。 つまりは水素技術導入等によるエネルギー供給は電力会社等からの調達によらず、CO2排出量の評価対象としていません。 水素技術については、④-3で評価することを想定しているため、本項目(④-2)の評価にあたっては、その影響を除きたい考えです。
107	様式集(Word)	様式P				第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問は、体制による質問のため1回目の対話に含めさせていただきました。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 -ご質問内容- 「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力、水素技術等によるエネルギー供給、…」とありますが、「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力及び電力会社等から調達した水素技術等によるエネルギー供給、」との読む場合において、例えば、オフサイトの発電所において水素(アンモニア混焼、水素専焼)発電したものを受電する量については当該計算からは除くということを述べているのであって、場内での水素による発電量については、当該計算に含めるものと理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、「電力会社等から調達した再生可能エネルギー電力」、「水素技術導入等によるエネルギー供給」と分けて解釈してください。 つまりは水素技術導入等によるエネルギー供給は電力会社等からの調達によらず、CO2排出量の評価対象としていません。 水素技術については、④-3で評価することを想定しているため、本項目(④-2)の評価にあたっては、その影響を除きたい考えです。
108	様式集(Word)	様式Q-2 オ				第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問は、体制による質問のため1回目の対話に含めさせていただきました。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 -ご質問内容- 「将来的に何らかの条件(技術力、水素普及状況等)を満たした場合にのみ実施できる手法について提案してください。」とございますが、その条件が満たされた際には、当該設備等を導入にあたっては、その費用については県が負担するものと理解でよろしいでしょうか。(条件として、①設置費用は県が負担すること等を条件とすることもあり得と考えます。)	県が費用負担することを条件とした提案をした場合であって、県が費用負担をしない場合は、事業者は提案内容を実施する義務を負いません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
109	様式集 (Word)	様式Q-2				第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問は、体制による質問のため1回目の対話に含めさせていただきました。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 ～ご質問内容～ 「サービス購入料Aで水素設備の代替設備の投資費用を見込んでいる場合」ではなく、「サービス購入料Aで導入されるものが、水素設備により代替するものとして見込んでいる場合」との理解でよろしいでしょうか。	例えば、自家発電設備を水素燃料電池に置き換える提案を行う場合、サービス購入料Aの提案は、水素燃料電池の導入がない前提で、自家発電設備（水素の設備の代替設備）を含む金額としていただく必要があります。 落札後、水素燃料電池の導入に関して県と合意した場合は、自家発電設備は不要となるため、これに対応する金額を収益の項目にマイナス計上していただく想定です。
110	様式集 (Word)	様式Q-2				第1回個別対話では水素技術の活用に関する論点は受け付けないこと承知しております。本質問は、体制による質問のため1回目の対話に含めさせていただきました。もし、第2回目での論点であれば再度質問をさせていただきます。 ～ご質問内容～ 「サービス購入料Aで水素設備の代替設備の投資費用を見込んでいる場合」と読む場合において、どういったことが想定されうるかご教示願います。	例えば、自家発電設備を水素燃料電池に置き換える提案を行う場合、サービス購入料Aの提案は、水素燃料電池の導入がない前提で、自家発電設備（水素の設備の代替設備）を含む金額としていただく必要があります。 落札後、水素燃料電池の導入に関して県と合意した場合は、自家発電設備は不要となるため、これに対応する金額を収益の項目にマイナス計上していただく想定です。
111	様式集 (Excel)	様式G-2-⑥	契約水量 (工水)	-	-	契約水量が定期的に「29,504千m3/年」から「29,585千m3/年」への増加と減少を繰り返している原因をご教示ください	工水の契約水量は日量あたりであるため、通常の都市とうるう年で年あたりの水量が異なっています。
112	関連資料集	既存施設更新更新に伴う事務フロー	既存施設更新に伴う事務フロー			運営開始後の更新工事を実施することに合意した場合は、設計資料作成、工事発注、工事監督、完了検査はSPCが実施するという認識です。県の完了検査はSPCが実施した完了検査の報告書を検査する形になると考えております。この理解で良いかご確認ください。	既存施設の更新にあたっては、報告書等の検査に加えて、現地確認等も実施する想定です。SPCの完了検査と県の完了検査を同時に実施するなど、可能な範囲で効率化を検討します。
113	関連資料集	既存施設更新に伴う事務フロー	既存施設更新に伴う事務フロー	1		既設設備更新については、事業者から発案する事務フローとなっておりますが、県側からの発案は想定していないということでしょうか。	想定していません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
114	関連資料集	場内配管の再整備施工区分	場内配管の再整備対象			新城線から既設着水井へ分岐する管は、再整備期間中に既設着水井と共に撤去し、新設管は作りません。そのような提案でよろしかったでしょうか。 	浄水池に入った水質異常水(再処理可能なレベル)を早急に着水井に戻すための配管です。 送水ポンプより先は送水管という扱いのため、県としては再整備対象外としている認識であり、移設又は新設管の設置を求めています。提案内容によって本管布設を代替する機能がある場合には要求水準を満たすものとも考えます。 今後の対話において、提案図が要求水準を満たすか確認することも可能です。
115	関連資料集	場内配管の再整備施工区分	場内配管の再整備対象			既設着水井と、既設豊橋城下線管がつながっています。当該配管は既設着水井のドレンが目的でしょうか。 	豊橋城下線により豊橋南部浄水場から応援給水を受ける場合にあって、残塩等の水質上の課題が生じた場合に、着水井に排水するための管路です。なお、施工期間中に一時的に本配管がない点については許容します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
116	関連資料集	場内配管の再整備施工区分	場内配管の再整備対象			豊橋城下線から既設着水井へ分岐する管は、再整備期間中に既設着水井と共に撤去し、新設管は作りません。そのような提案でよろしかったでしょうか。 	本管路の目的は上述のとおりです。リスク回避のためには着水井または排水池へのドレーンは必要と考えます。本管については、移設又は新設管の設置を求めます。
117	関連資料集	場内配管の再整備施工区分	場内配管の再整備施工区分	1		守秘義務資料にて提示された場内配管の再整備施工区分において、着色がない範囲については事業者の判断により再利用可能でしょうか。	基本的な考え方は以下のとおりです。詳細は事業開始後に県及び事業者で協議する想定です。 【基本的な考え方】 ・再整備対象以外の構造物同士をつなぐ既設管路は再整備対象外 ・それ以外の管路はすべて再整備の対象 ・なお、再整備対象以外の構造物から1m以内及び敷地境界から1m以内は再整備対象外
118	関連資料集	場内配管の再整備施工区分	場内配管の再整備施工区分	1		守秘義務資料にて提示された場内配管の再整備施工区分において、再整備対象外の青色着色箇所の移設又は撤去を行う場合、費用計上はサービス購入料Aに計上すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	関連資料集	既存設備の更新予定	既存設備の更新予定			既存設備の更新予定が提示されておりますが、運営事業開始前に更新項目や時期等についての変更をその理由とともに提案し、貴県と協議することは可能でしょうか。	協議することは可能です。
120	関連資料集	既存設備の更新予定	既存設備の更新予定			既存設備の更新予定が提示されておりますが、事業者との協議により、更新項目を変更した場合もその項目に対する見積もり・設計等は県が行うという認識でよろしいでしょうか。	詳細が不明なため、判断することができかねます。協議内容によるものと想定します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
121	関連資料集	既存設備の更新予定	2031～2033年度の更新計画について			守秘義務対象資料としてご開示いただいた「16_既存設備の更新予定」に関して、2031～2033年度が計画外(変更の可能性あり)となっておりますが、入札時にご提案する運営期間中の修繕費に関しては、2031～2033年度が計画外(変更の可能性あり)の更新計画を前提として、ご提案させていただく認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	関連資料集	既存設備の更新予定	2034年度以降の更新計画について			守秘義務対象資料としてご開示いただいた「16_既存設備の更新予定」に関して、2033年度までの更新計画となっております。2034年度以降の機械設備・電気設備(中央監視設備含む)・土建設備(耐震補強対応含む)における更新計画のご提示をお願いいたします。	現状、2034年度以降の更新計画は不存在であるため、提示できません。
123	関連資料集	既存設備の更新予定	更新内容の詳細			守秘義務対象資料としてご開示いただいた「16_既存設備の更新予定」に関して、更新内容の詳細や更新範囲など(空調設備の範囲、電気設備の範囲、機器の対象台数など)をご教示いただきたくお願い申し上げます。	現状、2034年度以降の更新計画は不存在であるため、提示できません。 なお、ポンプについてはこれまで電動機とセットで更新しているケースが多いです。
124	関連資料集	既存設備の更新予定	事業期間全体の修繕費の算定について			2034年度以降の機械設備・電気設備(中央監視設備含む)・土建設備(耐震補強対応含む)における更新計画をご提示いただけない場合、事業期間全体の修繕費についてはどのように算定して提案すべきでしょうか。	2034年度～運営開始までの更新がないものと想定して修繕費をご提案いただく、或いは県にて実施してもらいたい更新及びその前提に立った修繕費をご提案いただく、等の提案方法が考えられますが、提案方法・修繕費用の見積方法については、公平な費用設定ができるよう、引き続き協議事項とさせていただきます。
125	関連資料集	インフォメーションパッケージ 豊橋浄水場月報及び日報	活性炭注入			活性炭の一般的な処理方法としては、低注入率で臭気なくなるまで活性炭を連続注入する方法と思いますが、インフォメーションパッケージより公表された日報・月報より、豊橋浄水場においては、活性炭5mg/L～50mg/Lを半日～数日間注入し、対応しているとお見受けいたします。その理由をご教示下さい。	活性炭注入の判断はその時の原水水質(臭気等)の官能試験から判断しているものです。 臭気が無くなったと判断したうえで活性炭の注入を停止しています。詳細は、浄水場の現場職員ヒアリングで確認して下さい。 また、豊橋南部浄水場の令和6年度の活性炭使用量が3倍程度増加している理由についても、浄水場の現場職員ヒアリングで確認して下さい。
126	関連資料集	インフォメーションパッケージ 豊橋浄水場運転マニュアル	三ツ浄水場取水流量			三ツロ池取水流量を測定する流量計は水利権の最大値0.194m ³ /sに対応できればよいですか。	三ツロ池から全量取水しうることも想定とした設備としてください。 全量が流れる設備であることを前提に、流量が判断できれば可とします。
127	関連資料集	インフォメーションパッケージ 豊橋浄水場運転マニュアル 2・3・12・1	自家発電設備の概要			豊橋浄水場は1390KWで契約している電力で運転していますが、非常時対策として自家発電機はそれまでは1500kvaだったものに対し2500kva(2133KW)で更新されています。 この発電容量を増やした目的をご教示ください。	具体的な理由については不明ですが、応援給水や小鷹野浄水場供給電力のためではありません。 現状の2500KVAを導入した際の対応負荷表については後日提供します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
128	関連資料集	インフォメーションパッケージ 豊橋浄水場運転マニュアル 2・5・2・2	豊橋広域調整池の運用			流量調節弁をポンプ運転台数ごとの以下の流量で設定していますが目的を教えてください。 ・1台 流量調整弁開度30% 1700m3/h ・2台 流量調整弁開度50% 3300m3/h	オーバードロード対策と想定しますが、過去からこの設定で慣例的に運用しており、設定の根拠は明確ではありません。
129	関連資料集		電気設備			豊橋浄水場、豊橋南部浄水場の再整備期間の電気設備の設置者は愛知県、運営期間のみなし設置者はSPCという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問No.523に記載のとおり、運営期間中の、自家用電気工作物の「みなし設置者」は事業者となります。再整備期間中の、自家用電気工作物の「みなし設置者」は県となります。
130	参考資料集	工業用水契約水量詳細				将来の需要変動に関する予測を立てるためにも、工業用水道のユーザー情報について、ユーザーごとの契約開始年、業種、契約水量、実使用水量(月別)、給水料金(年合計)を5か年分、開示願います。ユーザー名は非開示で結構です。	守秘義務対象資料の追加として承りました。
131	参考資料集	財務調査に関する報告書	年間給水量	12		「豊橋浄水場」および「豊橋南部浄水場」における給水量の状況について、過去5年間の月次もしくは四半期のデータは開示可能でしょうか。当該データの開示が困難な場合、給水量の季節性の有無が確認できる資料を開示いただけますでしょうか。	運用の考え方が分かる給水計画を開示します。
132	参考資料集	財務調査に関する報告書	財務調査に関する報告書	37		財務調査に関する報告書におけるPL分析においては、給水収益の計算では、給水単価(28.9円/m3)が用いられています。一方で、本事業の水道事業に関する変動料金単価の上限額は、22.4円/m3(税抜)です(利用料金の上限:18,272,100千円(税込)、想定水量:740,723,295m3より計算)。その上で、動力費について、同資料のP28(原水及び浄水費・動力費)では、2019年～2022年においては動力単価が4～5円/m3で推移していますが、2023年においては、11.24円/m3(豊橋浄水場)、9.66円/m3(豊橋南部浄水場)となっています。m3単価が5円程度変動することは、本事業の上限額内で提案可能かどうかに関与する事項と認識しています。貴県が利用料金上限額の設定において検討した動力費単価をご教示ください。	公告日時点で実勢価格を折り込んだ単価としています。
133	参考資料集		情報セキュリティポリシー			浄水場の監視制御システムを含む事業運営に関わるシステム(管路情報システム、設備管理システム、財務会計システム、人事管理システム、文書管理システム)について、パブリッククラウドサービスを適用することは可能でしょうか。	国の経済安全保障推進法に基づく導入計画が承認される限りにおいては可能と考えます。
134	参考資料集					セキュリティポリシー(別冊)について開示をお願いしたい。	提供することはできませんが、閲覧のみ可能です。閲覧を希望する場合、既存図書閲覧として水道計画課までお申し込みください。
135	参考資料集					30分デマンド値を開示いただきたい。	守秘義務対象資料の追加として承りました。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
136		インフォメーションパッケージ 財務調査に関する報告書	対象事業の損益(資産)			2019年3月期において豊橋浄水場の修繕費/材料費が178百万円と他の年と比較して高額になっているのはなぜでしょうか。平成30年度予算施行状況表において修繕費が当初予算から大幅に増額されている理由も教えてください。	高額である主な要因は、2019年の台風被害による高架水槽等の修繕になります。 当該ケースは、設備の老朽化が原因で生じた大規模な修繕が生じたものと考えておりますが、維持管理が万全の施設や新設の施設において同様の台風被害が発生した場合に同様に高額の修繕を生じるかは不明です(不可抗力の規定が適用される可能性も否定しません)。
137	質問回答 (2024.7)	No34				小鷹野浄水場東側出入口の利用について協議可能でしょうか。	協議することは可能です。 協議にあたっては、予定している使用期間等をご提示ください。
138	質問回答 (2025.2)	No155,156,160				入札説明書一式に関する質問回答No.155,156,160にて記載されております、「備品の帳簿価格等が記載されている資産デューデリジェンス調査結果」について、守秘義務対象資料の名称及び当該記載箇所を教えてください。	参考資料⑥「固定資産リスト」、又は関連資料③「運営権設定対象施設」の「固定資産リスト」シートの、中分類「工具、器具及び備品」の情報をご確認ください。ただし、運営開始時には内容・金額ともに変動するため、あくまで参考情報に留めてください。 なお、譲渡対象資産の見積合わせについては、運営開始予定日までに物品譲渡契約が締結できるよう、県と事業者が協議しながら手続を進める想定です。
139	質問回答 (2025.2)	No427				No.427において、「切替後の既存施設解体期間、場内整備期間を含む、運営開始までの期間となります。」と回答いただきましたが、場内整備期間に脱炭素推進施設・水素施設の整備は含まない理解でよいでしょうか。	脱炭素推進施設は含めます。水素施設は応募者の具体的な提案内容によりますが、原則として含めません。
140						現在、県の直営者で実施されている業務の詳細をご教示願います。運営期間の人件費算出の参考とするため、ご教示願います。	豊橋及び豊橋南部の浄水場職員の主な業務として、法定点検の発注業務、工事管理、修繕計画の策定及び申請、発注、立会、薬品、消耗品の発注等です。 詳細は、浄水場の現場職員ヒアリングで確認して下さい。
141						貴県の工事発注の事業者選定においては、管路等の災害対応について参加した企業には総合評価で加点するなどの対応をされていると認識しておりますが、SPCが業務を請け負うことになってもその加点は変えずにご評価いただけるという理解で宜しいでしょうか。	将来的な企業庁発注工事の総合評価におけるSPCの発注工事の取り扱いについては別途確認し、回答いたします。
142						例えば、貴県が要求水準書上必要と考える場内配管が書かれていない提案書を提出すると、どのような扱いになるのでしょうか。	要求水準書に記載された必要な配管が提案時に提出される図面に含まれていない場合、契約前にその旨を連絡します。要求水準書未達として直ちに失格とする考えはありません。